

保健事業と介護予防の地域課題及び事業評価に係るデータ分析支援業務委託

企画提案実施要領

1 目的及び趣旨

高齢者のフレイル予防や生活習慣病等の重症化予防のために、健康課題に対応した健康相談や保健指導を実施する高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（以下「一体的実施」という。）及び介護予防事業について、国保データベース（KDB）システム等のデータを活用して地域の健康課題の整理・分析を行うとともに、費用対効果を考慮した事業の評価を行い、PDCA サイクルに沿って、適切な事業実施につなげることを目的とする。

上記に係るデータ分析支援を実施する事業者を、公正かつ公平に選定するため、プロポーザル（企画提案）方式により募集し、提案内容を総合的に審査して決定する。

2 委託業務の概要

（1）名称

保健事業と介護予防の地域課題及び事業評価に係るデータ分析支援業務委託

（2）概要

ア 業務の内容

別紙「保健事業と介護予防の地域課題及び事業評価に係るデータ分析支援業務委託基本仕様書」のとおり

イ 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

ウ 履行場所

基本仕様書に記載の場所で実施。

エ 委託上限金額

5,500千円（この金額に消費税及び地方消費税相当額を乗じた金額を上限とする。）

3 参加資格要件

次のすべての要件を満たす者。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

（2）次のいずれにも該当しない者

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該業務の入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者

- ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
 - ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当する団体又は団体に属している者
 - コ その代表者等（法人にあつてはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その団体にあつてはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人
- (3) 令和2年度から令和6年度までに地域課題及び事業評価の分析に関連する業務の履行実績を有すること。
- (4) JISQ15001規格に基づくプライバシーマークを取得している、または情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC27001（JISQ27001）の認証を受けていること。
- (5) 令和6・7年度の入札参加資格者名簿に登載されていること。

4 参加に関する手続き

(1) スケジュール（予定）

①	公募開始日	令和7年5月7日（水）
②	参加申込書受付	<u>令和7年5月7日（水）～令和7年5月14日（水）</u>
③	参加資格確認結果通知書送付	令和7年5月16日（金）
④	質問受付	令和7年5月16日（金）～令和7年5月21日（水）
⑤	質問回答ホームページ掲載	令和7年5月22日（木）
⑥	企画提案書受付	令和7年5月22日（木）～令和7年5月26日（月）
⑦	選定委員会開催	令和7年6月2日（月）
⑧	選定結果の通知	令和7年6月上旬

※⑧については、正式に決定次第、企画提案参加者宛てに連絡する。

(2) 参加申込

参加を希望するものは次のとおり、必要書類を提出すること。

ア 提出期限

令和7年5月14日（水）午後5時

※郵送の場合も上記期限日時必着のこと

イ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、封筒表面に「保健事業と介護予防の地域課題及び事業評価に係るデータ分析支援業務委託 企画提案参加申込書在中」と朱書きすること。

なお事故等による未着について、千葉市では責任を負わない。

ウ 提出先

千葉市保健福祉局健康福祉部健康推進課 介護予防・保健班
（千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎5階）

エ 提出書類

（ア）企画提案参加申込書（様式1）

（イ）誓約書（様式2）

（ウ）企業概要書（様式3）

(エ) 委託業務の実施体制（様式4）

(オ) 応募者が令和2年度から令和6年度までに受託した地域課題及び事業評価の分析に関連する業務の実績が分かる書類（契約書等の写し）

(カ) 「3 参加資格要件」の（4）を満たすことがわかるもの。

オ 参加資格確認結果通知の送付

上記により提出を受けた書類に基づき参加資格の確認を行い、令和7年5月16日（金）までに、参加決定の可否について電子メール及び書面により通知する。

（3）内容に関する質問

本企画提案の実施においては、説明会は実施しない。本実施要領及び基本仕様書等の内容について不明な点がある場合は、下記により質問すること。

ア 受付期間

令和7年5月16日（金）から令和7年5月21日（水）午後5時まで

イ 質問方法

質問書（様式5）を電子メールで下記アドレス宛に提出すること。なお、電話、郵送、持参、質問書（様式5）を用いない質問、及び受付期間が過ぎた後の質問は一切受け付けない。電子メールの件名は、「保健事業と介護予防の地域課題及び事業評価に係るデータ分析支援業務委託 企画提案質問書 ○○会社（会社名）」とし、質問書を提出するときには、必ず電話で下記連絡先に提出の連絡をすること。

提出先Eメールアドレス：suishin.HWH@city.chiba.lg.jp 質問書提出時の電話連絡先：043-245-5146

ウ 質問に対する回答

令和7年5月22日（木）までに千葉市ホームページにて公開する。回答を公開したことについて、市から質問者宛に連絡は行わない。

なお、質問の回答内容については、本実施要領の追加又は修正とみなす。

5 企画提案書の提出

参加資格「有」の通知を受けた者は、下記により企画提案書を提出すること。

（1）提出期限

令和7年5月22日（木）午前9時から令和7年5月26日（月）午後5時必着

※郵送の場合も、上記期限日時必着のこと。

（2）提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、封筒表面に「保健事業と介護予防の地域課題及び事業評価に係るデータ分析支援業務委託 企画提案書在中」と朱書きすること。なお事故等による未着について、千葉市では責任を負わない。

（3）提出先

千葉市保健福祉局健康福祉部健康推進課 介護予防・保健班
（千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎5階）

（4）提出書類

ア 企画提案提出資料（様式6）

イ 企画提案書

企画提案書の内容については、別紙1「企画提案書作成事項」に基づき作成すること。

ウ 見積書

上記（４）イの企画提案書の最終頁に作成すること。見積りの項目は、プロポーザルの内容により変更可能であるため、仕様の内容を満たしていれば任意の項目で作成も可。

エ 提出にあたっての留意事項

- （ア） 提出は１応募者につき１提案とする。
- （イ） 企画提案書の提出部数は８部（正本１部、副本７部）とする。
- （ウ） 仕様は、Ａ４横（横書き）とし、両面印刷、再生紙使用とともに可能。文字・図表等は白黒・カラーを問わない。なお、図表等は必要に応じて、Ａ３版折込みも可能とするが、この場合、Ａ４版２ページと数えるものとする。
- （エ） 企画提案書作成に用いる言語は、日本語（本プロポーザル参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。）、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）とする。
- （オ） 構成は、表紙、目次、提案内容（本文）、裏表紙とする。表紙については、正本のみ応募者名を記載し、押印すること。なお、副本については、企画提案書の内容から、応募者名が判別・特定できないよう、必要な処置を講ずること。
- （カ） 提案内容（本文）は、４０ページ以内（表紙、目次、あい紙、裏表紙等を除く。）とし、使用する文字のフォントサイズは、１０．５ポイント以上とすること。
- （キ） 正本（１部）については、押印、袋とじとする。副本（７部）については、内容が容易に散逸しない程度にホチキス等で止めること。なお、フラットファイルやドッチファイル等のファイルには綴じずに提出すること。
- （ク） 企画提案書提出後の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。
- （ケ） 本企画提案は、あくまでも委託事業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行に当たっては、逐次千葉市と協議して決定することとなるので留意すること。

6 委託事業者の選定

（１）選定委員会の開催

下記の要領で、応募者によるプレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーションにおいては、別途要領に基づき設置している保健事業と介護予防の地域課題及び事業評価に係るデータ分析支援業務委託受注者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の委員が審査し、選定を行う。

ア 日 時 令和７年６月２日（月）

＊時間は企画提案書受付期限以降、電子メールにより通知する。なお、応募者による時間指定はできないものとする。

イ 会 場 千葉市役所本庁舎

＊会場については上記電子メールで通知する。

ウ 出席人数 １応募者３名以内とする。コンサルタント等、事業者の職員ではない者の出席は認めない。ただし、再委託を前提とし、様式４「委託業務の実施体制」に明記されている場合はこの限りでない。

エ 時 間 １応募者当たりの説明時間は２０分間以内とし、その後質疑応答（１０分間程度）を実施。

オ 留意事項

- （ア）プロジェクター及びスクリーンは千葉市が会場に設置するが、パソコンの貸出は行わないので留意すること。なお、接続等のトラブルがあった場合は千葉市では責任を負わない。

(イ) 説明にあたっては、事前に提出した企画提案書一式のみに基づくこととし、追加資料の配布は認めない。プロジェクター及びスクリーンを使用する場合、表示する資料は企画提案書と同一のものとすること。

(ウ) プレゼンテーションは、千葉市情報公開条例第7条第1項第5号の規定に基づき、非公開で行う。

(2) 選定方法及び選定基準

ア 選定方法

企画提案内容を審査し、採点により最高点数を獲得した提案者（以下「最優秀提案者」という。）を第1位として選定する。なお、最高点数を獲得した提案者が複数で同点の場合は、概算見積額の低い提案者を第1位として決定する。その際、概算見積額も同額だった場合には、選定委員会の委員長による採点が高い提案者を第1位として決定する。

なお、提案者が1者のみの場合も審査を行うこととし、点数が60点以上であれば受託候補者とする。また、提案者が2者以上であり、最優秀提案者の点数が60点未満の場合、委託事業者として選定しない場合もあるので留意すること。

イ 選定基準

選定にかかる審査項目、評価の視点、配点（100点満点）は次のとおりとする。

評価項目	評価の視点	配点
実施体制	・組織体制や人員、専門的知識を有する者の配置、及び危機管理など、事業を実施する上での体制が十分確保されているか。 ・事業実施に無理のないスケジュールであるか。	10点
個人情報の取扱い	・個人情報の受け渡しは、個人情報漏洩のリスクを考慮した方法であるか。	20点
地域の健康課題の分析	仕様書別紙1「データ分析の内容」のうち、「地域の健康課題の分析」について、 ・仕様書に記載の項目が分析できる内容となっているか。 ・属性分類や分析方法が分かりやすく整理され、地域の健康課題の検討時に役立つ内容となっているか。	30点
事業評価	仕様書別紙1「データ分析の内容」のうち、「介護予防事業評価」について、 ・仕様書に記載の項目が分析できる内容となっているか。 ・今後の事業展開を検討する際に、属性分類別に具体的に検討できる内容となっているか。	20点
分析結果の報告及び今後の事業展開への助言	・関係部署や関係機関との会議や事業検討の場等にも同席し、連携の促進を図るための結果説明を実施できるか。 ・助言内容や今後の事業展開への提案は、分析結果に即した、具体的かつ実現可能な内容とすることが可能か。	20点
合 計		100点

(3) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

ア 見積額が、本要領2（2）エに記載する委託料を超過した場合

- イ 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 提出書類に重要な誤脱があった場合
- オ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- カ 審査の公平を害する行為があった場合
- キ その他、企画提案に当たり、著しく信義に反する行為等があった場合

(4) 選定結果の通知

選定結果については、選定委員会終了後、採用・不採用にかかわらず提案者全員に電子メール及び書面により通知する。また、最優秀提案者については企業名・点数を、最優秀提案者以外の提案者については点数のみを、千葉市ホームページに掲載するものとする。なお、選考結果に関する異議申立ては一切認めない。

7 契約方法

- (1) 最優秀提案者の決定後は、最優秀提案者より改めて見積書を徴収し、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、予算の範囲内で随意契約により契約締結する。
- (2) 前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、予算の範囲内で随意契約により契約締結する。
- (3) 契約に当たり、提案者は千葉市契約規則第28条に定める契約金額の100分の10以上の金額または同28条の2に定める契約保証金に代わる担保を納めること。ただし、提案者が同29条各号に該当する場合は、これを免除する。
- (4) 契約時には、以下の書類の提出が必要となる。
 - ア 労働関係法令の順守に関する誓約書
 - イ 個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書
 - ウ 作業場所承諾願

8 その他留意事項

- (1) 提出された企画提案書等の書類一式は返却しない。
- (2) 企画提案書など、提出書類の作成、提出に要する費用はすべて企画提案者の負担とする。
- (3) 提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、千葉市情報公開条例（平成12年4月3日条例第52号）の規定に基づき、公にすることにより当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選定期間中は、同条例第7条第1項第5号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (4) 本企画提案に関連し知り得た情報については、千葉市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。
- (5) 参加申し込み後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。

9 問い合わせ先

千葉市保健福祉局健康福祉部健康推進課 介護予防・保健班
千葉市中央区千葉港1番1号
電話 043（245）5146
電子メール suishin.HWH@city.chiba.lg.jp